

202 中央大学学制一覽(大学紀要・沿革略・私立中央大学学

則・職員・講師・雜報・在外員と講
義録・中央大学在外員規則・中央大
学広告)

〔法学新報〕臨時増刊第十五卷九(一七六)号

明治三十八年八月二十五日

(表紙)

明治二十五年三月二十五日第三種郵便物認可(第七七十六号)

毎月一日一回発行明治三十八年八月廿五日發行

法学新報臨時増刊第十五卷第九号

中央大学 学 制 一 覽

大 学 紀 要

○沿革

明治十八年七月英吉利法律学校ヲ創設シ同二十二年十月東京法
学院ト改メ同三十六年八月大学組織ト為シ之ヲ東京法学院大学
ト改メ同三十八年八月創立二十年ニ際シ事業ヲ拡張シテ中央大

学ト改称ス

○部門

法律学、経済学ノ二科共ニ之ヲ大学部、専門部ノ二部門ニ分チ
大学部ハ本科、予科ヲ通シテ其修業年限ヲ四ヶ年半トシ専門部
ハ三ヶ年トス

○修業程度

大学部本科ハ予科卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノヲ
入学セシメ法律及ヒ政治、経済ニ関スル學術ヲ教授シ尚ホ英語
若クハ独語ニ依リテ外国ノ法政経済ヲ参加講修セシム
予科ハ本科ニ入ルノ階梯ニシテ中学校卒業者及ヒ文部大臣ニ於
テ専門学校ノ入学ニ関シ之ト同等ノ学力アリト認メタル者ヲ入
学セシム

専門部ハ中学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル学生ニシ
テ直ニ専門学ヲ修メントスル者ノ為メニ之ヲ設ケ専ラ邦語ヲ以
テ所定ノ学科ヲ教授スルモノトス
専門部ハ之ヲ正科、別科ノ二ト為シ正科ハ中学校卒業者及ヒ文
部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ之ト同等ノ学力アリト認メ
タル者ヲ入学セシメ別科ハ本大学ニ於テ相当ノ学力アリト認メ
タル者ヲ入学セシム

○研究科

大学部又ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付キ尚ホ深遠ナ
ル研究ヲ遂ケント欲スルモノノ為メニ之ヲ設ク

○入学時期

大学本科、専門部正科別科竝ニ研究科ノ入学期ハ毎年九月及ヒ

二月トシ大学予科ノ入学期ハ毎年四月及ヒ九月トス但シ各科共
ニ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

○各種特典

中学校卒業生若クハ専門学校ノ入学ニ関シ之ト同一ノ資格ヲ有
シ各科ニ入学シタル学生ハ明治三十二年六月文部省令第三十四
号ニ依リ徴兵令第十三条ノ特例ヲ受ケ在学中徴集ヲ猶予セラレ
卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ得ルノ資格ヲ有ス

本学法律学科所定ノ年限間在学シタル者ハ大学部ト専門部トヲ
問ハス明治三十八年司法省令第十三号判事検事登用試験規則ニ
依リ応試資格ヲ有ス但シ専門部別科生ハ明治四十年七月三十一
日迄ニ卒業シタル者ニ限ル

○学士号

大学部卒業生及ヒ研究科卒業生ハ学士号ヲ称スルコトヲ得

○図書館

図書館ニハ内外古今ノ書籍ヲ備置キ卒業生及ヒ学生ヲシテ随意
閲覧セシメ其研學ニ資ス

○出版

法律学及ヒ経済学ノ両科講義録ヲ発行シテ之ヲ在外員ニ頒チ且
ツ校内生ニハ無代価ニテ付与ス
大審院及ヒ行政裁判所ノ判決ニ就キ当該官庁ニ於テ其要ヲ摘ミ
粹ヲ抜キ編纂セラレタル大審院判決録竝ニ行政裁判所判決録ヲ
発行シ全国法曹ニ頒テ其参考ニ資ス
本学講師ノ著述ニ係ル法律、経済其他必要ナル教科書及ヒ参考
書ヲ発行シテ学生ニ研學ノ便ヲ与フ

○法学新報

法学新報ハ毎月一回一日ヲ以テ発行ス岡野法学博士其編輯ヲ統理シ論説欄ニハ大家ノ意見ヲ紹介シ其他質疑ノ解答最新ノ判例趣味アル漫録有益ナル記事等ヲ掲載シテ広ク攻法家ノ参考ニ供ス

沿革略

本大学ハ最初英吉利法律学校ト称シ明治十八年ノ創設ニ係ル其創立者ハ磯部醇、西川鐵次郎、穂積陳重、岡山謙吉、奥田義人、岡村輝彦、渡邊安積、高橋一勝、高橋健三、山田喜之助、増島六一郎、藤田隆三郎、江木衷、合川正道、菊池武夫、澁谷慥爾、土方寧、元田肇ノ十八氏ニシテ其所期ハ載セテ當時世ニ公ニシタル創立旨趣ニ在リ乃チ左ノ如シ

方今未タ英米法律ノ長所タル法律実地応用ノ道ニ通スル者甚タ尠シ是レ蓋シ講師ノ数全キヲ得テ其全科ヲ教フル所ナキト蘊奥ヲ極ムルニ足レル書籍ナク又法律書庫ノ設ナキトニ由ラスンハアラス而シテ世間往々英米法律ヲ教授スルノ校舍ナキニアラスト雖モ或ハ仏国ノ法律ヲ兼修セシメ或ハ専ラ英米法ヲ攻究スルモ專一ノ力ヲ其全体ニ及ホシ以テ実地応用ノ素ヲ養フモノ未タ曾テ之アルヲ見ス是レ常ニ英米法学者ノ慨嘆スル所ナリ余輩茲ニ見ル所アリ数多ノ英米法学者相集マリテ英米法律ノ全科ヲ教授シ其書籍ヲ著述シ其法律書庫ヲ設立スルノ目的ヲ以テ本校ヲ設置ス

明治十八年七月

明治十八年九月十日東京市神田区錦町二丁目二番地ニ開講シ増島六一郎氏ハ校長ニ澁谷慥爾氏ハ幹事ノ任ニ就ク當時ノ授業科目ハ左ノ如シ

第一学年 法学通論 刑法 契約法 私犯法 親族法 代理法

組合法 動産委託法 論理学

第二学年 売買法 財産法 会社法 流通証書法^(換力) 商船法 保

健法 国際公法 治罪法 訴訟法 訴訟演習

第三学年 財産法 破産法 法理学 法律沿革論 憲法

行政法 訴訟演習 卒業論文

當時其募集ニ応シ入学シタル学生九十七名アリ

同十九年四月澁谷慥爾氏幹事ノ任ヲ辞シ渡邊安積氏其後任ト為ル

同六月新ニ英米ノ律書ニ就テ講修スル所ノ科ヲ置キ從來ノ邦語ニ依ルモノヲ第一科(後ニ邦語法学科ト改ム)新設ノモノヲ第二科ト(後ニ英語法学科ト改ム)称ス而シテ第二科ニ入りタル学生四十名アリ又英米ノ律書ハ価貴クシテ学生ノ購読ニ便ナラサルカ故ニ其翻刻ヲ計画シ同十月「テキスト、ブック」ノ初号ヲ発兌シタリ當時ノ講師中ニハ米國總領事グレートハウス氏同副總領事シドモア氏「パリスター」リッチフ井ールド氏同ラウダー氏等ノ如キ外国学士アリテ亦授業ヲ助ケタリ

同七月第一回卒業証書授与式ヲ挙行シ卒業生四名アリ是レ創立當時募集ニ応セル学生中相当ノ学力ヲ有シ第三学年ニ編入シタル者アリシヲ以テナリ

同月本校設立者高橋一勝氏病ノ為メニ死ス

同八月私立法律学校特別監督条規ノ發布アリ同十二月東京府知事ヨリ「今般特ニ帝国大学総長ノ監督ニ属セラル、旨文部大臣ヨリ被相達候条其旨相心得ヘシ」トノ達ヲ受ク

同二十年二月幹事渡邊安積氏病ノ為メニ死ス次テ幹事ノ職務ヲ七名ノ委員ニ分担セシメタルモ臆テ松野貞一郎、山田喜之助ノ両氏專ラ之ニ当ルコト、為レリ

同月故高橋一勝氏紀念ノ為メニ設置セラレタル高橋法律文庫ノ保管ヲ依囑セラル

同月司法大臣ヨリ当分ノ内一个年金五千円下賜スル旨ノ達ヲ受ク蓋シ本校ハ司法ノ官職ニ適任ナル堪能ノ士ヲ出スモノト信認セラレタルカ故ナリ

同九月邦語法学科ニ英語学ノ課目ヲ加ヘ米国人イーストレーキ氏クール氏等ヲシテ授業ヲ担任セシメタリ

同十月第二回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同二十一年一月煉瓦二層樓ノ校舍新築落成シタリ

同二月新年宴会ヲ兼ネテ新築落成式ヲ挙ケ内外ノ学士貴紳ヲ招待ス

同五月帝国大学総長ノ監督ヲ解カル

同月特別認可学校規則ノ發布アリ同七月文部大臣ヨリ同規則ニ依リ学則ヲ認可セラル

同十月講師松野貞一郎、山田喜之助、校友花井卓藏、結城朝陽、中川眞太郎、網倉兵作ノ諸氏相計リテ校友会ヲ創設ス蓋シ其意本校講師及ヒ新旧校友相互ノ交情ヲ親密ナラシメンコトヲ期スルニ在リ

二十二年二月第三回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同四月新ニ發布セラレタル帝国憲法ヲ授業科目ニ加フ

同九月第四回卒業証書授与式ヲ挙行シ此時初メテ英語法学科卒業者ヲ出ス其数二十六名アリ

同十月文部大臣ノ認可ヲ得テ英吉利法律学校ヲ東京法学院ト改称ス之レニハ憲法既ニ制定セラレ民法、商法、民事訴訟法等ノ編纂モ亦成ヲ告ケタレハ今後学生ノ主トシテ攷修スヘキハ此等ノ法典ニシテ外国法ノ研究ハ自ツカラ之ヲ第二位ニ置カサルヘカラス從テ英法專攷ノ意ヲ表示スル校名ハ修学ノ実ニ伴ハサルニ至リタルト亦一ニハ杉浦重剛氏ノ監理セル東京文學院、故櫻村清徳氏ノ監理セル東京医学院ト相合シテ一ノ大学ヲ興サンコトヲ期シタルトニ因レリ

二十三年八月曩ニ公布セラレタル民法、商法、裁判所構成法及ヒ民事訴訟法ヲ加ヘテ大二学科課程ヲ改正シタリ

同十一月第五回卒業証書授与式ヲ挙行ス

二十四年四月増島六一郎氏院長ノ職ヲ辞シ菊池武夫氏之ニ代リ幹事山田喜之助氏亦其職ヲ辞シタリ

同十一月第六回卒業証書授与式ヲ挙行ス

二十五年二月設立者ノ一員大谷木備一郎氏病ノ為メニ死ス

同四月十日神田大火ノ際類焼ノ災ニ罹リ六百有余坪ノ宏大ナル校舍ト本院及ヒ高橋法律文庫所藏ノ圖書十萬巻トヲ併セテ焼失シタリ

一千有余名ノ学生ヲ有スル本院ハ校舍ヲ失ヒ圖書ヲ失ヒ又器具ヲ失フノ不幸ニ遭遇シタルモ職員ノ尽力ト帝国大学ノ好意トニ

因り僅二一週間ノ臨時休業ヲ為シタルニ止マリ四月十八日一ツ

橋外帝国大学講義室ニ仮教場ヲ設ケテ授業ヲ継続スルヲ得タリ

旧民法公布セラレテ茲ニ二年其間攷究ヲ為シタルノ結果、実質

体裁共ニ宜シキヲ得ス到底我邦ノ法典トシテ戴クヘカサルモ

ノナルコトヲ確信シタルカ故ニ本院設立者等ハ其所信ヲ貫徹セ

ンカ為メ先ツ江木衷、高橋健三、穂積八束、松野貞一郎、土方

寧、伊藤悌治、朝倉外茂鐵、中橋徳五郎、奥田義人、山田喜之

助、岡村輝彦ノ諸氏連署シタル民法実施延期ノ意見書ヲ公ニシ

続テ広く朝野ニ同志ヲ求メ大ニ帝国議會ノ反省ヲ促カシ遂ニ法

典延期案ヲシテ貴衆兩院ヲ通過セシムルニ至レリ而シテ同案ノ

議會通過ニ関スル院友諸氏ノ尽力ハ之ヲ特筆スルニ足ル

同七月第七回卒業証書授与式ヲ一ツ橋外帝国大学講義室仮教場

ニ於テ挙行ス

同八月校舍再築竣ル其工ヲ起スヤ残礎ニ依リテ煉瓦石造ト為シ

タリ復タ前日ノ層樓ナシト雖モ其堅牢ナルハ蓋シ当時市内比罕

ナル所トス

二十六年一月花井卓藏外十九氏ハ各院友ニ移檄シテ図書蒐集ノ

企ヲ為シタリ當時之ニ応シ書籍及ヒ金員ヲ寄附シタル者二百有

余名、今日数万ノ図書ヲ備フルヲ得ルニ至リシハ此挙モ亦有力

ナル援助ヲ為シタルモノニシテ院友諸氏ノ勞ヲ多トセサルヲ得

ス

同二月幹事松野貞一郎氏病ノ為メニ死シ奥田義人其任ヲ襲フ

同七月第八回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同十一月特別認可学校規則ヲ廢セラル

同十二月判事検事登用試験規則第五条ニ依リ司法省ノ指定ヲ受

ク

二十七年五月設立者ノ一員岡山兼吉氏病ノ為メニ死ス

同七月第九回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月学則ニ改正ヲ加ヒ民法及ヒ商法ノ分科ヲ始メ法学通論、

法例、刑法、訴訟法、国際法、法理学、擬律擬犯、国法学、論

理学、羅馬法等ヲ学理的ニ分類配置シ英国法ヲ参考科ト為ス此

改正ハ実ニ現行学科課程ノ基礎ヲ成シタリ

同十月設立者ノ一員合川正道氏病ノ為メニ死ス

同七月第十回卒業証書授与式ヲ挙行ス

二十九年七月第十一回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月学則ニ改正ヲ加フ即チ曩ニ公布アリタル修正民法第一

編、第二編、第三編ヲ学則中ニ編入シ又新ニ高等法学科ヲ置キ

本院卒業生及同高等学校卒業生ニシテ尚ホ法理ノ蘊奥ヲ究メント

欲スル者ニ便シ其業ヲ卒フル者ヲシテ東京法学院学士ト称スル

コトヲ得セシメ且ツ学生奨励ノ為メ特待生ノ制ヲ設ク

三十年一月更ニ幹事一名ヲ増員スルコト、シ藤田隆三郎氏其選

ニ当ル

同七月第十二回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月卒業生中俊秀ナル者ヲ選ミ海外ニ留学セシムルノ制ヲ設

ク

同月英語学及ヒ漢文ノ兼修科ヲ増設ス前年中学程度ノ予科ヲ置

キ尚ホ英語学ノ兼修ヲ奨励セシモ幾多ノ新法典陸續トシテ発布

セラレ爾来新法ノ研鑽ニ忙ハシク普通学及ヒ外国語ノ兼修ハ殆

ント中絶ノ状態ニ陥リシカ是ニ至リ兼修科ノ名ヲ以テ之ヲ再興
シタリ

三十一年六月幹事奥田義人氏欧米遊歴ノ途ニ上ル

同七月第十三回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同月設立者ノ一員高橋健三氏病ノ為メニ死ス

同月幹事藤田隆三郎氏辞任シ土方寧氏其任ヲ襲フ

三十二年一月幹事奥田義人氏欧洲ヨリ帰朝ス

同七月第十四回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同十二月本院留學生渡邊豊治氏独逸国ニ向ヒ出發ス

三十三年七月第十五回卒業証書授与式ヲ挙行ス

三十四年七月第十六回卒業証書授与式ヲ挙行ス

三十五年三月理事者ノ間ニ学制革新ノ議起リテ之ヲ維持員會議

ニ付シタリ或ハ大学組織ト為サント主張スルアリ或ハ尚ホ低度

ニ止メント論スル者アリシモ学校ノ品位ヲ高カラシムルノ点ニ

付テハ異議者ナク其間數回ノ協議ヲ重ネ遂ニ左ノ主旨ヲ決議シ

タリ

普通学ノ素養ヲ欠クカ為メニ専門ノ知識ヲ十分ニ發揮シ得サ

ル者多キハ現今私立法律学校卒業生ノ一大欠点ナリ本院ハ主

トシテ此弊ヲ除去セント欲シ其第一着手トシテ中学卒業生若

クハ之ト同等以上ノ学力アルモノニアラサレハ其入学ヲ許サ

、ルコト、シ之ニ関連スル制度ヲ改正スヘシ

法律、経済ノ学ハ年ヲ逐テ進歩シ駸々底止スル所ヲ知ラス故

ニソノ教授法モ亦務メテ斬新ナル理論ヲ採収スヘキハ勿論ナ

レトモ徒ニ理論ノ末節ニ拘々トシテ實用ノ大本ヲ閑却スルハ

現今法学生通有ノ一大欠点ニシテ抑モ亦本院創立ノ主旨ニ背
反セリ是故ニ本院ハ理論ノ攷究ト同時ニ其応用ニ熟達セシム
ルコトヲ努メ之ニ関連スル制度ヲ改定スヘシ

同七月第十七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同九月学生ヲシテ学理ノ応用ニ熟達セシムルノ目的ヲ以テ実習

科ヲ設ク

三十六年ニ入り年来ノ宿題タル大学組織ノ議復ヒ起リ理事者ハ

數回ノ協議ヲ為シタリ蓋シ中学ノ教育近来漸ク發達シ本年ニ入

リテハ卒業者ハ万ヲ以テ數フルニ至リタルニ拘ハラス国家ノ高

等教育ニ關スル設備未タ整ハサルカ為メ此等中学卒業者ニシテ

更ニ高等ノ学ニ志スモ其意ヲ達スルコト能ハサル者年々其數ヲ

増セリ加之今春専門学校令ノ發布セラル、アリテ前年ノ決議モ

輒ク実行スルコト能ハサルニ至リタレハ此際寧ロ学科程度ヲ一

層高尚ナラシメ断然大学組織ト為シ此等ノ者ヲ收容シテ其志望

ヲ充タサシメントスルニ在リ此計画略ホ熟シ大学部、専門部、

大学予科等ヲ設置シ専門部ハ中学校ト直接連絡セシメ大学部ニ

ハ中学卒業生ニシテ一个年半ノ予科ヲ經由シタル者ヲ入学セシ

ムルコト、シ五月此二案ヲ具シテ維持員會議ニ付シタリ爾來會

同數回議漸ク決ス

同七月第十八回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同月十七日校名ヲ東京法学院大学ト改称シテ社団法人ト為シ且

ツ新学則ノ認可ヲ主務省ニ申請シタリシカ漸ク八月五日及ヒ同

十二日ヲ以テ定款竝ニ学則ノ認可ヲ受ク

同八月新定款ニ依リ職員ノ選舉ヲ執行ス菊池武夫、土方寧、奥

田義人ノ三氏ハ高点ニ依リ理事ニ当選シ互選ノ結果菊池武夫氏
学長ニ挙ケラレ又処務規程ニ依リ坂本武治氏ハ幹事ニ挙ケラル

同月社団法人ノ登記ヲ為シ新学制ヲ世上ニ發表ス

同月留學生渡邊豊治氏帰朝ス

三十七年七月第十九回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同九月七日学則中一部改正ヲ認可セラル

三十八年四月外国語専修科ヲ置キテ主ラ外国語ノ修養ニ便セシ

メ且ツ傍聴生ノ制ヲ設ク

同月判事検事登用試験規則ノ改正アリテ予備試験ノ制ヲ設ケラ

レ同六月文官高等試験規則モ亦改正セラル

同七月本大学ノ事業ヲ拡張シテ経済学科ヲ独立セシメ校名を中

央大学ト改称スヘキコトヲ主務省ニ申請シ八月十八日及ヒ同十

九日ヲ以テ其認可ヲ受ク

私立中央大学学則

第一章 総則

第一条 本大学ハ法律、政治及ヒ経済ニ関スル高等専門ノ學術
ヲ教授スル所トス

第二条 本大学ニ本科、専門科及ヒ予科ヲ置ク

第三条 本科ハ予科ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有
シ且ツ第五十条ノ資格ヲ有スル者ヲ入学セシメ法律、政治及

ヒ経済ニ関スル高等専門ノ學術ヲ教授シ英語若クハ独逸語ニ

依リテ外国法ヲ参加講修セシム

専門科ハ第三十八条ニ定ムル所ノ学力ヲ有スル者ヲ入学セシ

メ専ラ邦語ヲ以テ法律、政治及ヒ経済ニ関スル高等専門ノ學
術ヲ教授ス

予科ハ本科ニ入ルノ階梯トス

第四条 本大学學生ハ徴兵令第十三条ノ特例ヲ受ケ在学中ハ徴

集ヲ猶予セラレ卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ得

但シ別科生及ヒ別科卒業者ニシテ研究生タルモノハ此限ニ在

ラス

第五条 各科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第六条 左ニ掲クル者ハ法政学士ト称スルコトヲ得

一 本科卒業者

二 研究科卒業者

三 旧東京法学院高等法学科卒業者

第二章 本科

第一節 学科

第七条 本科ニ於テ教授スル科目左ノ如シ

法律学科

憲法 行政法 刑法 民法

商法 刑事訴訟法 民事訴訟法 破産法

國際公法 國際私法 経済学 財政学

羅馬法 法理学 政治学 外交史

英国法 独逸法

経済学科

経済学 財政学 統計学 商業史

商品学 商業地理 簿記学 憲法

行政法 国際公法 国際私法 民法
商法 破産法 英語

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第八条 本科学学生ヲシテ学理ノ応用ヲ鍛錬セシメ兼ネテ論文ノ起草、法規ノ立案ヲ指導スル為メ左ノ実習科ヲ置ク

国法実習 (憲法) 刑法実習 (刑事訴訟法)
私法実習 (民法) 民事訴訟法実習 (民事訴訟法)
国際法実習 (国際公法) 経済学実習 (経済学)
其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第二節 学年、休業

第九条 本科ノ修業年限ヲ三个年トシ学級ヲ分テ第一等級、第

二年級、第三等級トス

学年ハ九月十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第十条 本大学休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日至九月十日 自十二月二十六日至一月七日

日曜日及大祭祀日

第三節 級別

第十条 本科ノ級別及ヒ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

科目	級別		
	第一年	第二年	第三年
国法学	憲法	比較憲法	行政法
民法	民法総論、物権法、債権法、親族法	物権法、債権法、相続法	
商法		商法総論、会社法	海商法、保険法

実習科	独逸法	英国法	政治学	外交史	法理学	羅馬法	国際法	経済学	破産法	訴訟法	刑法
	独逸法	英国法				羅馬法		経済学			刑法汎論
刑法実習、私法実習 国法実習、経済学実習	同上	同上					国際公法			刑事訴訟法 民事訴訟法	商行為論、手形法 刑法各論
私法実習、民事訴訟法実習 国際法実習、経済学実習	同上	同上	政治学	外交史	法理学		国際私法	財政学	破産法	民事訴訟法	

◎英国法及ヒ独逸法ハ予科ニ於テ修業ノ外国語ニ從ヒ其一ヲ択ハシム

◎第三等級ニ於ケル法理学、外交史、政治学ハ学生ノ志望ニ依リ其一ヲ択ハシム

科目	級別		
	第一年	第二年	第三年
純正経済学	経済学総論、純正経済学		
応用経済学		貨幣論、信用並銀行論、交通政策	農業政策、商業政策、殖民政策、社会政策及

財政学	統計学	簿記学	商業史	商品学	商業地理	民法	商法	破産法	国法学	刑法	国際法	実習科	英語	随意科
	統計学	簿記学	商業史	商品学	商業地理	民法総論、物権法、債権法、親族法			憲法	刑法			英語	商業文、商業算術、韓語、清語、独語
	経済統計学			同上		物権法、債権法、相続法	商法総論、会社法、商行為論、手形法		同上	同上	国際公法	経済学実習 私法実習	英語	商業文、簿記及商業算術、韓語、清語、独語
工業政策、保険政策							海商法、保険法	破産法	行政法		国際私法	経済学実習 私法実習	英語	商業文、簿記及商業実践、韓語、清語、独語
財政学														

◎随意科中韓、清、独語ハ一国語ヲ選択シテ修ムルコトヲ要ス

第四節 定員、入学、退学

第十二条 本科学生ノ定員ハ六百名以内トス

第十三条 本科ニ入学ヲ許スハ年齢十八年以上ノ男子ニシテ本
大学予科卒業若クハ之ト同等ノ学力ヲ有シ且ツ第五十条ノ

資格ヲ有スルモノトス

但シ二年級以上ニ編入スルハ他ノ同等以上ノ専門学校ヨリ転
学シタル者若クハ専門科卒業者ニシテ本科ノ入学資格ヲ得且
ツ前級各科目ニ付キ編入試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

第十四条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学教
務係ニ差出スヘシ

但シ入学試験ヲ受ケント欲スル者ハ申込ト同時ニ受験料金一
円ヲ納ムヘシ

第十五条 本大学ノ入学期ハ毎年九月及ヒ二月トス

但シ入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十六条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ

但シ在学証用紙ハ必ス教務係ヨリ申受クヘシ

第十七条 保証人ハ身元確實ニシテ東京市内ニ一家計ヲ立ツル

丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

第十八条 疾病其他ノ事故アリテ退学セント欲スル者ハ保証人

連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第十九条 学業劣等、怠惰、品行不良若クハ疾病等ニ依リ成業

ノ見込ナキ者、校規ニ背キ又ハ校命ヲ奉セサル者ハ退学ヲ命
ス

第二十条 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ引続キ一个年間闕

席シ又ハ正当ノ事由ナク一个月以上闕席シタル者ハ学籍ヨリ

削除スヘシ

第五節 試験

第二十一条 毎学年ノ終ニ於テ学年試験ヲ舉行ス

但シ試験期日ハ試験開始ノ二十日前マテニ之ヲ揭示ス

第二十二条 試験ノ方法ハ筆記及ヒ口述ノ二トス

第二十三条 各課目一百点ヲ以テ満点トシ左表ノ定規ニ依リ及第、落第ヲ定ム

諸科目得点平均数	六十点未満科目数	六十点未満点数	結果
六十点以上	無		及第
六十点以上	一科目	四十点以上	及第
六十点以上	二科目	四十点以上	及第
六十点以上	三科目	五十点以下	落第
六十点以上	一科目	三十点以下	落第
六十点以下			落第

第二十四条 疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ学年試験ニ闕席

シタル者ノ為メ詮議ノ上次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ舉行ス

但シ此場合ニ於テハ手数料トシテ金二円ヲ納メシム

第二十五条 試験成績ハ学業ノ優劣ニ從ヒテ列叙セル席次表ニ

各科得点数及ヒ平均得点数ヲ附記シテ之ヲ揭示ス

但シ成績表ヲ印刷ニ付シテ各学生ノ保証人ニ配布スルコトアルヘシ

ルヘシ

第六節 学費

第二十六条 学生入学ノ節ハ入学科トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第二十七条 授業料ハ一学年金二十五円トシ之ヲ左ノ二期ニ徴

収ス

但シ当分ノ内月割金二円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月（金十二円五十銭）第二期 二月（金十二円五十銭）

第二十八条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学

以前及ヒ退学以後ノ授業料分納額ヲ免除ス

第二十九条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテ

ニ会計係ニ納付シ之ト引替ニ聴講券ヲ受取ルヘシ

第三十条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セ

第三十一条 授業料ニ怠納アル者ハ納付済ノ上ニアラサレハ学年試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 専門科

第一節 学科

第三十二条 専門科ニ於テ教授スル科目ハ左ノ如シ

法律学科

法学通論 憲法 行政法 刑法 民法

商法 刑事訴訟法 民事訴訟法 破産法 国際公法

国際私法 経済学 財政学

経済学科

経済学 財政学 統計学 商業史 商品学

商業地理 簿記学 憲法 行政法 国際公法

国際私法 民法 商法 破産法 英語

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三十三条 専門科ニ於ケル実習科ニ付テハ第八条ヲ適用ス

第二節 学年、休業

第三十四条 専門科ノ学年ノ終始及ヒ休業日ハ本科ニ同シ

第三節 級別

第三十五条 専門科ノ級別及ヒ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

科目	級別		
	第一年	第二年	第三年
法学通論	法学通論		
国法学	憲法		行政法
民法	民法総論、物権法、債権法、親族法	物権法、債権法、相続法	
商法		商法総論、会社法、商行為論、手形法	海商法、保険法
刑法	刑法汎論	刑法各論	
訴訟法		刑事訴訟法、民事訴訟法	民事訴訟法
破産法			破産法
経済学	経済学		財政学
国際法		国際公法	国際私法
実習科		刑法実習、私法実習、国法実習、経済学実習	私法実習、民事訴訟法実習、国際法実習、経済学実習
随意科	論理学、羅馬法、簿記	比較憲法	外交史、政治学、法理学

科目	級別		
	第一年	第二年	第三年
純正経済学	純正経済学、純正経済学		
応用経済学		貨幣論、信用竝、銀行論、交通政策	農業政策、商業政策、殖民政策、社会政策及工業政策、保険政策
財政学			財政学
統計学	統計学	経済統計学	
簿記学	簿記学		
商業史	商業史		
商品学	商品学	同上	
商業地理	商業地理		
民法	民法総論、物権法、債権法、親族法	物権法、債権法、相続法	
商法		商法総論、会社法、商行為論、手形法	海商法、保険法
破産法			破産法
国法学	憲法		行政法
刑法	刑法	同上	
国際法		国際公法	国際私法
実習科		経済学実習、私法実習	経済学実習、私法実習
英語	英語	英語	英語
随意科	商業算術、文	簿記及商業算術	簿記及商業実践

第四節 定員、入学、退学

第三十六条 専門科ノ定員ハ一千六百名以内トス

第三十七条 専門科ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム

第三十八条 専門科ノ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種トシ左ノ

區別ニ依リテ入学セシム

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スル者トス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規程

ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、明治三十五年文部省

告示第八十二号ニ依リ高等学校入学ノ予備試験ニ合格シタ

ル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者

ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大学ニ於テ志願者ノ履歴

ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許シタル者トス

但シ其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目ニ付キ試

験ヲ行フコトアルヘシ

第三十九条 専門科二年級以上ニ編入スルニハ前条ノ資格ヲ有

シ尚ホ前各級ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

但シ編入試験手数料ハ金一円トス

第四十条 第十四条乃至第二十條ハ専門科学生ニモ之ヲ適用ス

第五節 試験

第四十一条 専門科ノ試験ニ関シテハ第二章第五節ヲ適用ス

第六節 学費

第四十二条 学生入学ノ節ハ入学科トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第四十三条 授業料ハ一学年金二十円トシ之ヲ左ノ二期ニ徴収

ス

但シ当分ノ内月割金二円ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月(金十円) 第二期 二月(金十円)

第四十四条 第二十八條乃至第三十一條ハ専門科学生ニモ之ヲ

適用ス

第四章 予科

第一節 学科課程

第四十五条 予科ノ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

予科学科課程表

科目	級別		業時數	科目	業時數	科目	業時數	科目	業時數
	一期	二期							
修身	倫理学大意	同上	一	同上	同上	同上	同上	同上	同上
国語漢文	購読、文法、作文	同上	六	同上	同上	同上	同上	同上	同上
外国語(英若クハ独)	読方、取會、讀、作文、文法、訳解	同上	二四	同上	同上	同上	同上	同上	同上
歴史	同上	東洋歴史	三	西洋歴史	同上	同上	同上	同上	同上
地理	同上	日本地理	三	外国地理	同上	同上	同上	同上	同上
法学通論(若クハ經濟通論)	同上	同上	二	同上	同上	同上	同上	同上	同上
論理学	同上	同上	二	同上	同上	同上	同上	同上	同上
合計			三一				三三		三三

◎学科及ヒ毎週授業時數ハ都合ニ依リ変更スルコトアルヘ

シ但シ一週授業時数ハ各科ヲ通シテ二十四時間ヲ下ルヲ得
ス

◎地理、歴史ハ之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為スコトアルヘシ

第二節 学期、休業

第四十六条 修業期ヲ三学期トシ第一期ハ四月一日ヨリ七月十日迄トシ第二期ハ九月十一日ヨリ翌年二月二十八日迄トシ第三期ハ三月一日ヨリ七月十日迄トス

第四十七条 第十条ハ予科ニモ之ヲ適用ス

第三節 定員、入学、退学

第四十八条 予科ノ定員ハ八百名以内トス

第四十九条 入学期ハ每学期ノ始トス

但シ入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 入学志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格

ヲ有スル者ニ限ル

一 中学校卒業者

二 師範学校卒業者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有

スル者

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入

学ノ予備試験ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト

同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

第五十一条 第十四条、第十六条乃至第二十条ハ予科学生ニモ

之ヲ適用ス

第四節 試験

第五十二条 第二章第五節ハ之ヲ予科ニ準用ス

第五節 学費

第五十三条 学生入学ノ節ハ入学科トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第五十四条 授業料ハ第一期金六円 第二期金十二円 第三期

金八円トシ之ヲ左ノ三期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金二円ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 四月(金六円) 第二期 九月(金十二円)

第三期 三月(金八円)

第五十五条 第二十八条乃至第三十一条ハ予科学生ニモ之ヲ適

用ス

第五章 研究科

第五十六条 研究科ハ本科、専門科ノ卒業者ニシテ既修ノ学科

ニ付キ尚ホ深遠ナル研究ヲ為シ又ハ外国語ニ依リ深ク法律ノ

研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第五十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ九課トシ各自志望ノ課目

ヲ専攻セシム

憲 法 行政 法 民 法 商 法

刑 法 民事訴訟法 國際 法 法 理 学

經 済 学

第五十八条 修業年限ハ一年以上三年以下トス

第五十九条 入学期ハ毎年九月トス

但シ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十条 研究科ハ本科、専門科、旧英吉利法律学校、旧東京

法学院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス

但シ同等学校卒業生若クハ之ト同等ノ学力アル者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者亦同シ

第六十一条 本則第四条、第十六条乃至第二十条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第六十二条 研究科ノ授業料ハ一个年金十円トシ分納額一个月金一円トス

但シ学費納付ノ手續ハ一般ノ学則ニ依ル

第六十三条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル講師ノ指導ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

但シ一般学生ノ為メニスル講義ハ任意聴聞スルコトヲ得

第六十四条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス

卒業論文ハ二人以上ノ指導講師之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第六十五条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第六十六条 研究科ノ試験ニ及第シタル者ニハ其専攻ニ係ル学科ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 外国語専修科

第六十七条 外国語ヲ研究セント欲スル者ノ為メ本大学ニ附属シテ外国語専修科ヲ置ク

第六十八条 外国語専修科ハ英語及ヒ独逸語ノ二科トス其学科課程左表ノ如シ

英語	独逸語		學科	
	讀方、會話、作文、文法、訳解	書取、會話、作文、文法、訳解	第一學期	第二學期
一八	同上	毎週授業時数	毎週授業時数	第一學期
同上	同上	同上	同上	第二學期
同上	同上	同上	同上	第三學期
同上	同上	同上	同上	第四學期
同上	同上	同上	同上	第五學期
同上	同上	同上	同上	獨逸語専修科

備考

一、毎週授業時数ハ都合ニ依リ変更スルコトアルヘシ但シ一週十時ヲ下ルヲ得ス

二、本表ノ外漸次其科目ヲ増加スルモノトス

第六十九条 外国語専修科ノ定員ハ四百名以内トス其入学者ノ資格ニ付テハ第三十八條第二号ニ依ル

第七十条 修業期ヲ五學期（二年四個月）ニ分チ每學期ノ始ヲ入学期トス

但シ入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第一學期 四月一日ヨリ七月十日ニ至ル

第二學期 九月十一日ヨリ十二月二十五日ニ至ル

第三學期 一月八日ヨリ七月十日ニ至ル

第四學期 九月十一日ヨリ十二月二十五日ニ至ル

第五學期 一月八日ヨリ七月十日ニ至ル

第七十一条 第十条、第十四条、第十六条乃至第二十条ハ之ヲ
外国語専修科学生ニ準用ス

第七十二条 外国語専修科ノ授業料ハ第一学期金三円第二学期
金四円第三学期金六円第四学期金四円第五学期金六円トシ分
納額一个月金一円トス

但シ授業料納付ノ手續ハ一般ノ学則ニ依ル

第七十三条 外国語専修科ニ於テハ第五学期ノ終ニ卒業試験ヲ
挙行ス

但シ試験ニ付テハ一般ノ学則ヲ準用ス

第七章 特待生、貸費生及ヒ留學生

第七十四条 學術優等品行方正ナル學生ヲ選ヒテ本大學ノ特待
生トス

第七十五条 特待生ハ毎學年末其學年試験（予科ニ在テハ學期
試験）ノ成績ニ依リ當該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第七十六条 特待生ハ當該學年（予科ニ在テハ學期）間授業料
ヲ免除ス

第七十七条 特待生ニシテ品行不良、怠惰若クハ疾病ニ依リ成
業ノ目途ナキトキハ直ニ其待遇ヲ解ク

第七十八条 學術優等品行方正ナル學生ニシテ學資支弁ノ途ナ
キ者ハ貸費生トシテ本大學ヨリ當該學年内年額金百二十円以
内ヲ貸与スヘシ

第七十九条 貸費生ハ前學年ノ試験成績ニ依リ毎學年ノ始ニ當
該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第八十条 貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ

學長ニ宛テ差出スヘシ

第八十一条 貸費ヲ受ケタル者ハ總テ卒業後一个年目ヨリ貸費
ヲ受ケタルト均シキ期限内ニ於テ其金額ヲ月賦返納スヘシ
第八十二条 貸費ノ許可ヲ得タル學生ハ本大學ニ於テ相当ト認
ムル保証人二名ト連署シテ左ノ証書ヲ差入ルヘシ

③三銭
印紙

誓約書

拙者儀今般貴大學貸費生ト相成候ニ付テハ總テ貸費規定ヲ
遵奉スルハ勿論卒業ノ上ハ御貸与ノ資金規定ノ期限内二月
賦返納可仕此段誓約候也

何學生

年月日

姓名 名 ④

右何某今般貴大學貸費生ト相成候ニ付テハ在學中一切ノ事
件ヲ引受クヘキハ勿論卒業若クハ退學ノ後貴大學貸付金返
納ノ義務相怠リ候節ハ拙者共ニ於テ御弁済可此段保証候也

保証人

原籍族

現住所

姓名 名 ④

中央大學學長

殿

第八十三条 貸費生ニシテ品行不良、怠惰若クハ疾病ニ依リ成

業ノ目途ナキトキハ直ニ貸費ヲ止ム

第八十四条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受ケケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ

第八十五条 本大学卒業生ニシテ品行方正、學術優等将来有望ノ者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度臨機之ヲ定ム

第八十六条 本章中ノ貸費生及ヒ留学生ニ関スル規定ハ之ヲ予科学生ニ適用セス

第八章 学生心得

第八十七条 教場ニ出席スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着用スヘシ

第八十八条 教場ニ出席スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スヘシ又聴講券ヲ遺失シタルトキハ其旨會計係ニ届出テ再ヒ之ヲ申受クヘシ
但シ聴講券ノ再渡ヲ請フ者ハ手数料トシテ金二十銭ヲ納ムヘシ

第八十九条 教場ニ於テハ専ラ静肅ヲ旨トシ苟モ粗暴ノ挙動アルヘカラス

第九十条 教場ニ於テハ雑談又ハ喫煙ヲ禁ス

第九十一条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セント欲スルトキハ講師ノ許可ヲ受クヘシ

第九十二条 本章ノ規定ニ背反シタル者ハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シタルトキハ相当ノ賠償ヲ為

サシム

第九十三条 三日以上闕席セント欲スルトキハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ

第九十四条 闕席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第九十五条 本大学学生ハ書庫ニ備付クル図書ヲ閲覽スルコトヲ得ヘシ

但シ図書閲覽ニ関スル細則ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第九十六条 本大学本科、専門科学生ニハ其参考ニ資スル為メ講義録ヲ無代価ニテ頒与スヘシ

但シ講義録頒与ニ関スル細則ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第九十七条 本大学学生ニハ本大学ノ出版物ヲ総テ特価ヲ以テ頒ツヘシ

第九十八条 本大学学生ハ演説、討論等學術修習ノ為メ本大学ノ講堂ヲ使用スルコトヲ得ヘシ

但シ此場合ニハ其都度予メ幹事ノ承認ヲ經ヘシ

第九章 補則

第九十九条 従来ノ東京法学院特別生ハ本大学専門科正科生トシ普通生ハ之ヲ別科生トス

但シ従来ノ英語法学科生ニ対シテハ現在学生ノ卒業マテ英国法ヲ併課ス

第一百条 旧東京法学院高等法学科規則ハ明治三十七年三月限り廃止ス

第一百一条 従来ノ東京法学院生徒ニシテ引続キ本大学専門科生
トナリタル者ニハ其卒業マテ授業料ニ関シテハ旧東京法学院
学則ヲ適用ス

第一百二条 本大学専門科編入試験ニ依リ二年級以上ニ入学シ所
定ノ試験ヲ經テ卒業シタル者ニシテ判事檢事登用第一回試験
ヲ受ケントスルトキハ必ス其在学年間三学年ニ滿ソルマテ補
修スルヲ要ス

第一百三条 補修学生ハ本大学ニ於テ指定スル学科ニ付キ修習ス
ルモノトス

第一百四条 本大学ノ詮衡ヲ經タル者ハ各科ノ定員ヲ超エサル範
围内ニ於テ一科目乃至数科目ノ講義ヲ任意聴聞スル為メ傍聴
生トシテ入学ヲ許スコトアルヘシ

第一百五条 補修学生及ヒ傍聴生ハ他学生ト同シク一般ノ学則ヲ
遵守スヘシ

職員

学 長	理 事	理 事	理 事	幹 事	會計主任
菊池 武夫	土 方 寧	奥 田 義 人	坂 本 武 治	種 田 安 藏	

講師(イロハ順)

法学士 伊藤悌治 今村信行

法学博士	一木喜徳郎	法学士	石渡敏一
法学士	磯谷幸次郎	法学士	岩田宙三
法学士	池田寅二郎		飯塚陽平
法学士	馬場愿治	法学士	原 嘉道
文学士	葉山萬次郎		長谷川方丈
	ウイナム、ハリス	法学博士	仁井田益太郎
法学士	西野 元	法学博士	穂積陳重
法学博士	穂積八束	文学士	堀 竹雄
法学博士	富井政章	法学博士	戸水寛人
法学士	豊島直道	英国文学士	アーマスト、ルース
法学博士	岡村輝彦	法学博士	奥田義人
法学博士	岡野敬次郎	法学士	小山 温
法学博士	岡田朝太郎	法学士	太田資時
法学博士	岡松参太郎	米国法学 マスター	小澤政許
法学士	岡 實	独逸法学 ドクトル	渡邊豊治
法学博士	金井 延	法学博士	加藤正治
法学士	加納友之助	法学士	川名兼四郎
法学士	片山義勝	商業学士	鹿野清次郎
法学士	横田秀雄	法学士	高橋捨六
法学士	田中隆三	法学士	棚橋愛七
法学博士	高橋作衛	法学博士	高根義人
法学博士	田島錦治	法学士	立 作 太 郎
法学士	高野岩三郎	法学士	谷野 格
文学士	高津敏三郎	米国文学 マスター	高島捨太

法学博士	中村進午	文学士	村上琉英
法学士	向軍治	法学士	内田嘉吉
法学士	上杉慎吉	文学士	野田義夫
法学士	山田喜之助	法学博士	山田三郎
法学博士	山崎覺次郎	法学博士	増島六一郎
法学博士	松崎藏之助	法学博士	松波仁二郎
法学士	松岡義正	法学士	松本烝治
法学士	松原一雄	法学士	牧野英一
	松浦余三松	米国法学 マストル	福岡秀猪
	福岡博	法学士	二上兵治
法律学士	古賀廉造	法学士	小林丑三郎
法学博士	江木衷		寺島直
法学博士	寺尾亨	法学士	青山衆司
法学士	吾孫子勝	米国博言学 ドクトル	淺田榮次
法学士	榎原幾久若	法学士	齋藤十一郎
農学士	佐久間信恭	文学士	齋藤信策
法学博士	菊池武夫	法学士	湯河元臣
法学博士	美濃部達吉	法学博士	志田鉦太郎
法学士	清水澄	法学士	島村他三郎
法学士	島田俊雄	法学士	志村義磨
法学博士	土方寧	法学士	平沼騏一郎
法学士	平山銓太郎		平井金三
	廣井辰太郎	法学士	元田肇
法学士	泉二新熊		

○東京法学院大学の改称 本学は其創立二十年に際し国運の発展に伴ひ事業を拡張すへきことを決定し校名を中央大学と改め先づ其第一着歩として新に経済学科を増置し新学年より初年級の授業を開始す

○文官高等試験及び判検事弁護士試験委員 本学講師にして本年度の文官高等試験委員たるは委員長一木喜徳郎氏を始め常任委員としては穂積陳重、岡野敬次郎の二氏臨時委員には穂積八束、金井延、水野鍊太郎、寺尾亨、松崎藏之助、岡田朝太郎、松波仁一郎、小林丑三郎、勝本勘三郎、仁井田益太郎、美濃部達吉、高橋作衛、山崎覺次郎の諸氏にして判検事弁護士試験委員たるは委員長倉富勇三郎氏を始め小宮三保松、平沼騏一郎、横田秀雄、磯谷幸次郎、棚橋愛七、齋藤十一郎、豊島直通、松岡義正の諸氏なり

○東京帝国大学出身者の府県別 其最近調査に拠れば全国中出身者の最も多きは東京第一位にして新潟、山口、福岡、長野、熊本之に次ぎ兵庫、愛知、佐賀、山形、宮城、静岡第三位に大阪、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、岐阜、福島、石川、福井、岡山、広島、愛媛、大分、鹿児島、三重等は第四位に其他の各県多きは六十名少なきは十二名にして台湾にては台北庁一名宜蘭庁二名なり

○學術上の新発見と再審 仏人某なる者「アルセニック」を以て其妻を殺害したりとの理由に依り千八百七十八年無期徒刑に処せられたり当時の判断は其被害者の死体に「アルセニック」

を発見したりとの事実に基づきたるものなりしか近時に至り専門の学者は通常人体中に常に或分量の「アルセニック」を発見するものなることを主張し初めたるを以て仏国の大審院は此学術上の新発見に因り本件事実を以て再審の理由あるものとし六名の鑑定人をして千八百七十八年当時の解剖の手續及び鑑定の結果を批評せしむること、なせりと云ふ

○新律令 同令は常に法曹間の問題たる所なるか七月二十九日台湾総督は同総督府評議会の議決を経たる民事訴訟特別手續及び刑事訴訟特別手續を勅裁を経て律令第九号及び第十号として發布し孰れも八月一日より之を施行する筈にて前者は二十六箇条後者は十九箇条より成るものなり

○在外員と講義録

○在外員の沿革 在外員は初め校外生と称し明治十八年英吉利法律学校の創立と同時に卒先此制度を設く蓋し其旨趣は遠隔の地方に在り又は業務の爲め登校した親しく講義を聴く能はざる者の便を計り講義の筆記を印刷して講義録と名け之を頒ちて法律学を修習せしむるに在りて要は斯学の普及を企図するの切なるに出つ当時直に其募集に応したる者四百二十名に達せり爾來世運の推移に鑑み漸次講義録に改良を加へ校外生も年々歳々其数を増加し二十二年校名を改むると共に之を在外員と改称したり其後民法、商法、裁判所構成法、民事訴訟法の発布せらる、あり又民法、商法の修正せらる、等常に此等の変遷と共に授業科目を改正し且つ幾多の改善を加へ歳毎に進歩を爲し来りしか

前年時勢の進運に伴ひて大学組織と爲してより各科担任講師に大交迭を行ひ其面目を一新したりしか又本学年より新に経済学科を分置して其在外員を募集す

○在外員の成績 在外員は年と共に其数を増加し今や日本全国は勿論清、韓両国南洋諸島南北両米等の各地に散在して既に其業を了へたる者及び現に修学中の者を合せて十数万の多きに達せり是故に在外員の成績に付ては其詳細を尽すに由なしと雖も現に卒業者にして諸種の試験に合格し高等文官、司法官、弁護士たる者指を屈するに遑あらず其他政治に実業に其学ひ得たる智識を利用する者の多きは卒業後尚ほ通信に依りて或は直接に或は法学新報に屢々質問を試むる等毫も研鑽の念を絶たざるを見て之を知るべく又学則に依り校内生に転したる者は概ね成績良好にして幾多俊秀の士を出せり

○講義録の実質 講義録は其学年中講師の教場に於て口授したるもの、筆記なり是故に各科目共凡て細論詳説を掲載し苟も陳套なるものを登載せされは各種受験の準備に於て些の遺憾なかるへし

講師は内外の諸大家にして法律学科に在りては其授業科目は帝國憲法、行政法、國際法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、経済学、財政学、経済学科に在りては経済学総論、純正経済学、貨幣論、信用並銀行論、交通政策、農業政策、商業政策、植民政策、社会政策及工業政策、保險政策、財政学、歳計予算論、統計学、経済統計学、簿記学、民法、商法、破産法、刑法、憲法、行政法、國際公法、國際私法、商業史、商品

学、商業地理（随意科として簿記、商業算術、商業文等を課す）等にして其各試験に必要なのみならず苟も経世に志あるの士は一読の必要あるへし

○講義録の特色 校正の綿密なること、紙質の精良なること及び発刊期日の正確なること、其行文の平易簡明にして初学者と雖も解し難きの憂なからしめんことを期する等は本大学講義録の最も注意する所にして記事欄中欧米に於ける最新の学説実例等を紹介論評し時事問題を学理上より解釈したる大家の意見等は修学者の趣味津々手を積く能はざる所なるへし

○試験答案及び実習科記事 各種受験者は規定の時間内に試験問題に対し如何なる程度まで答案を作り得へきか又如何なる程度の答案は及第点に達すへきかは是より応試せんとする諸氏の最も知らんと欲する所なるへし是故に前学年来高等文官、判検事、弁護士試験及第者中本大学出身の諸氏に請ふて修飾なき答案を掲載したり新学年に於ても益々其範囲を拡張して之を掲載すへし又実習科は其名の示す如く法律経済實際の運用を授くるものなれば文字上に其妙所を悉す能はざるを恐ると雖も出来る限り有益なる事項の報道を怠らざるへし其他在外員諸氏より寄せられたる質問及び法学新報に掲けたる問答中より有益なるものを採り時々之を講義録に掲載すへし

中央大学在外員規則

第一条 遠隔の地方に在り又は業務の爲め登校して親しく講義を聴く能はざる者の便を計り在外員の制を設け本大学の講義

筆記を印刷して之を頒つ

第二条 講義録は法律科講義録及び経済科講義録の二種とし両科共第一年級、第二年級、第三年級の三級に分つ

第三条 法律科第一年級講義録は毎五日、二十日、第二年級十日、二十五日、第三年級十五日、三十日、経済科第一年級講義録は三日、十八日、第二年級八日、二十三日、第三年級十三日、二十八日を以て一个月両科各級二回宛発兌す

第四条 講義録は一冊の紙数百五十「ページ」を標準とす

第五条 講義録の末号に至り尚ほ完載し得ざる科目あるときは直に号外を発兌して之を完結せしむ

但し号外に対しては費用を徴せず

第六条 講義録は講義を掲載するの外法律経済に関する学術上の記事及び広告類を掲載するものとす

第七条 在外員の学年は十月一日に始まり翌年九月三十日に終る

第八条 何人に限らず此規則に従ひ在外員たらんと欲する者は何時にても入学を許す

第九条 在外員たらんと欲する者は下に掲ぐる雛形に依り作成したる在学証に一个月分の月謝金を添へて申込むへし

(用紙半紙)

印三紙

法律学科 (若クハ經濟学科) 在外員第一 (若クハ二、三)

年級在学証

私儀今般貴大学法律学科 (若クハ經濟学科) 在外員トシテ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候也

年月日 族籍現住所

姓名 (印)

何年月日生

中央大学長 殿

第十条 在外員は各科各級を兼修することを得此場合に於ては各別に在学証を差出すへし

第十一条 在外員の教科及び修業年限は専門科学生に準ず

第十二条 在外員には其所属科学級の講義録を發兌毎に配付すへし

但し講義録は第三条に規定したる期日に必ず發兌すへきに其到達すへき当日より起算し一週日に及ふも尚ほ到達せざるときは其旨在外員係へ申出つへし

第十三条 在外員の本大学に対する信書は凡て何科第何年級在在外員の肩書を記入すへし

第十四条 在外員其住所を転し又は氏名を改称したるときは速に在外員係に通知すへし

第十五条 在外員退学せんと欲するときは其旨学長に届出つへ

し

第十六条 在外員は月謝金五十銭とし必ず毎月末日迄に翌月分を前納するを要す但し一回に数个月分を前納するも妨げなし月謝金を前納せざるときは講義録の配付を停止すへし

第十七条 月謝金は郵便切手を以て納付することを許さす

第十八条 将来講義録の印刷費又は遞送費等増加するときは予め通知して相当の増金を納付せしむることあるへし

第十九条 月謝金の不納二个月以上に及ぶときは退学者と看做すへし

前項の場合に於て再び送本を請ふ者は更に入学の手續を為すへし

第二十条 本人の都合に依り退学したるとき既に領収せる月謝金の残額あれば相当の講義録を送付し現金を以て返還せす

第二十一条 月謝金を為替として送付する者は東京市神田区錦町二丁目二番地中央大学会計係に宛て必ず東京市神田区錦町郵便局へ向けて振込むへし

但し月謝金を送付するときは講義録の冊尾に附著したる納付証を切り記入の上之を添ふへし

第二十二条 在外員には其望に依り在外員の証を付与す

第二十三条 在外員にして専門科別科生に転せんと欲する者は試験の上相当級に入学を許す

但し学則第三十八条第一号の資格を有する者は試験の上専門科正科生として相当級に入学を許す

第二十四条 六个月以上在外員と為り現に継続する者にして校

内生に転する時は入学料を要せず

第二十五条 在外員にして卒業証書を得んと欲する者は其学年の終る前在外員係に申出て各学年若くは第三学年の終りに於て試験を受くへし

第二十六条 在外員試験は便宜各地方に於て挙行すへし

但し試験挙行の場所は予め本大学に於て之を指定すへし

第二十七条 在外員卒業者にして専門科別科生と為り修学せんと欲する者は試験を要せず第三年級に、在外員第二級学年

試験及第者は第二級に、在外員第一級学年試験及第者は

第一級に入学を許す但し学則第三十八条第一号の資格を有

する者は専門科正科生として相当級に入学を許す

前項の者にして同等級以上に編入を請ふときは特に試験を挙

行して許否を決定すへし

第二十八条 在外員にして三学年を修了したる者は望に依り特

に専門科別科生第三年級の編入試験を受けしむ但し三級兼修

者は当該学年の十二月末日迄に入学したる者に限る

前項の規定に依り専門科正科生に編入するには学則第三十八

条第一号の資格を有することを要す

第二十九条 在外員には其参考に供する為め本大学の発兌に係

る書籍を総て特価にて売渡すへし

第三十条 在外員は講義録に登載する諸科目に付き疑問あれば

通信を以て之を質すことを得

但し擬律擬判に係るときは一切答案を付せざるものとす

第三十一条 質問書は総て本大学質問委員に宛て送付すへし

第三十二条 質問書には講義録の号数(合本ニ為シタルタメ号数ヲ見出し難キトキハ此限ニ在ラス)科目並に頁数を示し疑問の要点を明瞭に記載すへし

第三十三条 質問の主旨自ら明瞭なりと認めたるもの若くは質問通信の文意了解し難きものは解答を付せざるへし

第三十四条 質問解答にして参考に供するの価値ありと認むるものは時々講義録に掲載すへし

第三十五条 講義録刊行其他在外員に関する事務は夏期及び冬期休業中と雖も之を取扱ふへし

中央大学 広告

東京法学院大学は創立二十年に際し国運の発展に伴ひて其事業を拡張すべきことを決定し茲に中央大学と改称す

学 生 募 集

○大学部 ○法律学科 第一年級、第二年級

○経済学科 第一年級

○専門部 ○法律学科 第一年級、第二年級、第三年級

○経済学科 第一年級

○大学予科 (大学本科の予備門にして中学校卒業生及

ひ之と同資格者を検定の上入学せしむ) 第二期生

○試験期日 大学本科入学試験は九月七日及十八日、専門科第

二年級第三年級編入試験は同八日及二十日、同別

科初年級への入学試験は随時何れも午前九時より

本学内に於て挙行す

明治三十八年八月

立私
中央
大学

一
二
三